

地方独立行政法人長野県立病院機構次期(第3期)中期目標・中期計画の 策定に係る評価委員会の開催について

健康福祉政策課

1 概要

現行の第2期中期目標・計画が、平成31(2019)年度末をもって終了するため、平成32(2020)年度を開始時期とする次期(第3期)中期目標・計画を策定する必要があります。

ついては、地方独立行政法人法(以下「法」という。)及び地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例(以下「条例」という。)の規定により、評価委員会から意見を聴取する必要があるため、評価委員会を開催するものです。

《意見聴取事項》

- ・ 中期目標に対する意見聴取(法第25条第3項)
- ・ 中期計画に対する意見聴取(条例第2条第1項第1号)
- ・ 中期目標の期間の終了時の検討に対する意見聴取(法第30条第2項)
- ・ 業務実績の評価に対する意見聴取(法第28条第4項・条例第2条第1項第1号)

○地方独立行政法人法 [抜粋]

(中期目標)

第25条

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

4 設立団体の長は、第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例 [抜粋]

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第11条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可について、あらかじめ、知事に意見を述べること。

(2) 法第28条第1項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、あらかじめ、知事に意見を述べること。

2 スケジュール

(1) 策定スケジュール

別紙1のとおり

(2) 評価委員会スケジュール

年度	日 程	議 題
30	平成30年9月	第3回 評価委員会 ・ 第3期中期目標策定スケジュールについて（報告）
	平成31年2月	第4回 評価委員会 ・ 第3期中期目標骨子案について ・ 第2期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績の評価の実施について
31	平成31年5月	第1回 評価委員会 ・ 第2期中期計画変更※（案）に対する意見聴取 ・ 第3期中期目標素案について
	平成31年6月	〈 第2期中期計画変更（案） 議会へ提出 〉
	平成31年7月	〈 第2期中期計画変更 議会議決 → 認可 〉
	平成31年7月 ～9月	第2～5回 評価委員会 ・ 第2期中期計画変更の報告 ・ 平成30年度業務実績評価（案）に対する意見聴取 ・ 第2期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績の評価（案）に対する意見聴取 ・ 第2期中期目標の期間の終了時の検討に対する意見聴取
	平成31年9月	〈 平成30年度業務実績の評価結果・第2期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績の評価結果 議会へ報告 〉
	平成31年10月	第6回 評価委員会 ・ 第3期中期目標（案）に対する意見聴取 ・ 第3期中期計画骨子案について
	平成31年11月	〈 第3期中期目標（案） 議会へ提出 〉
	平成31年12月	〈 第3期中期目標 議会議決 〉 → 〈 病院機構へ指示 〉
	平成32年1月	第7回 評価委員会 ・ 第3期中期目標の報告 ・ 第3期中期計画（案）に対する意見聴取 ・ 第2期中期目標期間の業績評価の実施について
	平成32年2月	〈 第3期中期計画（案） 議会へ提出 〉
	平成32年3月	〈 第3期中期計画 議会議決 → 認可 〉

※ 第2期中期計画変更は、平成31（2019）年10月1日からの消費税増税に伴い料金に関する事項の変更を想定しています。

(別紙2)

地方独立行政法人の中期目標期間等の状況 (H30.4.1現在)

健康福祉政策課

設立団体 (県・市)	法人名	設立 時期	中期目標期間(現在)		
			期数	期間(年度)	年数
宮城県	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18	4	H30~H33	4
	地方独立行政法人宮城県立病院機構 ※	H21	2	H27~H30	4
秋田県	地方独立行政法人秋田県立病院機構 ※	H21	2	H26~H30	5
山形県	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20	3	H28~H31	4
栃木県	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	H28	1	H28~H32	5
	地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター	H30	1	H30~H34	5
東京都	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21	3	H30~H34	5
神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22	2	H27~H31	5
山梨県	地方独立行政法人山梨県立病院機構 ◆	H22	2	H27~H31	5
長野県	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22	2	H27~H31	5
岐阜県	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22	2	H27~H31	5
	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院				
	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院				
静岡県	地方独立行政法人静岡県立病院機構 ※	H21	2	H26~H30	5
三重県	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24	2	H29~H33	5
大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18	3	H28~H32	5
奈良県	地方独立行政法人奈良県立病院機構 ※	H26	1	H26~H30	5
岡山県	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19	3	H29~H33	5
山口県	地方独立行政法人山口県立病院機構 ※	H23	2	H27~H30	4
徳島県	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25	2	H29~H32	4
佐賀県	地方独立行政法人佐賀県立医療センター好生館	H22	3	H30~H33	4
(参考) 長野市	地方独立行政法人長野市民病院 ※	H28	1	H28~H30	3

- ・「※」平成30年度中に次期中期目標を策定する法人
- ・「◆」中期目標期間を変更する法人